

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公の施設の指定管理者の選定について透明性をより一層高めるよう、指定管理者選定委員会の委員の構成から県の職員を除くこととするため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次の附属機関の委員の構成から県の職員を除くこととします。（別表関係）

- ア 滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会
- イ 滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会
- ウ 滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会
- エ 滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会
- オ 滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会
- カ 滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会
- キ 滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会
- ク 滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則 省略 別表 (第2条関係) 1 知事の附属機関					本則 省略 別表 (第2条関係) 1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて県民生活部の所管に属する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。) (滋賀県希望が丘文化公園を除く。)の指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の選定に関する事項について調査審議すること。	14人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間	滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて県民生活部の所管に属する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。) (滋賀県希望が丘文化公園を除く。)の指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の選定に関する事項について調査審議すること。	14人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)					(省略)				
滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて琵琶湖環境部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	12人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまで	滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて琵琶湖環境部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	12人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまで

				の期間
(省略)				
滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて健康医療福祉部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて商工観光労働部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	12人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて農政水産部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	5人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて土木交通部の所管に属する公の施設の指	15人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査

				の期間
(省略)				
滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて健康医療福祉部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて商工観光労働部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	12人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて農政水産部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	5人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				
滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて土木交通部の所管に属する公の施設の指	15人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除)	当該諮問に係る調査

委員会	定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。		(3) その他知事が適当と認める者	審議が終了するまでの期間
(省略)				

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会	教育委員会の諮問に応じて教育委員会の所管に属する公の施設（滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センターを除く。）の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他教育委員会が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				

3 知事および教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会	知事または教育委員会の諮問に応じて滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外	6人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまで

委員会	定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。		(2) その他知事が適当と認める者	審議が終了するまでの期間
(省略)				

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会	教育委員会の諮問に応じて教育委員会の所管に属する公の施設（滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センターを除く。）の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他教育委員会が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)				

3 知事および教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会	知事または教育委員会の諮問に応じて滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外	6人以上	(1) 学識経験を有する者 (削除) (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまで

	活動センターの指定 管理者の選定に關する 事項について調査 審議すること。		の期間
--	--	--	-----

	活動センターの指定 管理者の選定に關する 事項について調査 審議すること。		の期間
--	--	--	-----